

審議事項と答申の方向性（案）

審議事項	答申の方向性（案）
1 【任意】 条例要配慮個人情報	<p>思想、信条など、現行条例において収集が制限される個人情報情報は、改正法に規定された要配慮個人情報に含まれることから、現時点において、施行条例に条例要配慮個人情報として独自に規定すべき内容はなく、今後の市の施策展開等により必要が生じた際に改めて検討すべき。</p>
2 【任意】 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表	<p>改正法で作成・公表が義務付けられる個人情報ファイル簿に加えて、趣旨・目的が近似した個人情報取扱事務登録簿の作成・公表の規定を施行条例に置く必要はない。</p> <p>制度の運用に当たっては、ウェブ上での個人情報ファイル簿の検索を容易にする公表システムを構築するなど、市民の利便性の向上に努めるべき。</p>
3 【任意】 開示義務（不開示情報）	<p>① 「個人に関する情報のうち公務員等の職務の遂行に係る情報」及び「市民生活の安全等に関する情報」については、これまでの運用を踏まえて、施行条例に情報公開条例との整合を図る規定を置くべき。</p> <p>② 「個人に関する情報のうち当該個人が開示することに同意していると認められる情報」については、これまでの運用を踏まえて、事務の手引き等で改正法における解釈を明確にすべき。</p> <p>③ 「他の法令の規定等により開示することができない情報」については、不開示情報のいずれかの類型に当てはめることが可能であるため、施行条例に改めて規定を置く必要はない。</p>
4 【任意】 開示・訂正・利用停止の手続	<p>① 開示・訂正・利用停止決定等の期限については、市民の利便性、公文書公開請求との整合の観点から、いずれも現行条例と同等の期限に短縮するよう、施行条例に規定を置くべき。</p> <p>② 現行条例で存否応答拒否を行った場合に、個人情報保護審議会への報告を義務付けている仕組みについては、審議会が制度の運用を事後的にチェックできるよう、改正法のもとでも報告の仕組みを設けるべき。</p>
5 【必須】 開示請求の手数料	<p>市民の利便性、公文書公開請求との整合の観点から、開示請求の費用については、現行条例の取扱いと同様に、手数料は無料とし、実費相当の費用のみ徴収できるよう、施行条例に規定を置くべき。</p>

<p>6 【任意】 審査請求の 続</p>	<p>審査請求に関して、個人情報保護審議会がこれまで同様に審議を行うことができるよう、施行条例の中で、行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関に位置付けるとともに、インカメラ審理など必要な権限及び諮問・裁決期限など必要な手続についての規定を置くべき。</p>
<p>7 【必須】 行政機関等匿名加工情報の手数料</p>	<p>政令と異なる定めをする特殊事情等は見当たらないことから、行政機関等匿名加工情報の手数料については、標準額のとおりとすべき。</p>
<p>8 【任意】 審議会への諮問</p>	<p>条例の改正など制度のあり方や、特定個人情報保護評価など制度の運用について、改正法第 129 条に基づき審議会に諮問することができるよう、施行条例に必要な規定を置くべき。</p>